

令和2年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和2年9月1日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第64号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第65号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第66号 令和2年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議第67号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第68号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第69号 令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第70号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第10 議第71号 令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第72号 令和元年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第73号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第74号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第75号 令和元年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第15 議第76号 令和元年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第16 議第77号 令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 日程第17 議第78号 令和元年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議第79号 令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議第80号 工事請負契約の締結について

- 日程第 2 0 議第 8 1 号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳  
出決算認定について
- 日程第 2 1 報第 5 号 令和元年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第 2 2 報第 6 号 令和元年度竜王町資金不足比率について
- 日程第 2 3 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（11名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	9番	磯部俊男
10番	貴多正幸	11番	岡山富男
12番	小西久次		

## 3 会議に欠席した議員（1名）

8番 澤田満夫

## 4 会議録署名議員

11番	岡山富男	1番	森島芳男
-----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
竜王町代表監査委員	吉田定男	竜王町監査委員	鎌田勝治
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書	記 中野ゆかり
--------	------	---	---------

開会 午後1時00分

**○議長（小西久次）** 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は11人であり、よって、定足数に達していますので、これより令和2年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。竜王町議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年竜王町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様方には、ますます御健勝にて日々議会活動に御専念いただき、あわせまして、町政万般にわたり格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、今年の夏は大変厳しい暑さとなっており、近隣の東近江市では、最高気温39.2度を記録し、この地点の観測史上、最も高い気温となりました。

この猛暑の中、8月28日、連続在任日数歴代最長を記録していた安倍総理が持病悪化を理由に辞任表明という、ホットなニュースが流れてまいりました。これを受けて、候補者選びに関心が集まっておりますが、どの候補者が後継になられても、新型コロナウイルス感染症対策が最大・喫緊の課題であることは間違いなく、一日も早い収束と大きく落ち込んだ経済の立て直しのための、迅速・有効な施策の実行が期待されるところであります。

次に、我が町の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、町民の皆様が新しい生活様式などをしっかり守って生活いただいているおかげをもちまして、感染者は1名にとどまっています。

猛暑の中、今年は、コロナ対策からマスクを着用する機会が増えたことから熱中症への対策が特に必要であり、喉が渇く前に水分補給を行う、また、十分な距離を確保できるときはマスクを外すといった注意喚起も行っております。

また、町といたしましても、人の動きが制約されたことに伴い停滞しておりました地域経済活動を、早急に回復させなければならないと考えております。国のコロナ対策の諸施策を基礎として、例えば、1人10万円の特別定額給付金につきましては、対象世帯の99.7%について給付が完了したところでございます。

次に、町独自対策として、国の持続化給付金の対象にならない町内に本社を置く中小企業等に対しても、町独自の基準を設けて持続化給付金を支給するとともに、5月議会でお認めをいただきました、1万円分のプレミアムを付加した商品券につきましては、多くの方に御利用いただいております。

引き続き、気を緩めることなく、町民の皆様の声をしっかりと聴き、地域の皆様と一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小西久次）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、11番 岡山富男議員、1番 森島芳男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（小西久次）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月1日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。



- 日程第 3 議第 6 4 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 6 5 号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 6 6 号 令和 2 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議第 6 7 号 令和 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議第 6 8 号 令和 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議第 6 9 号 令和 2 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第 7 0 号 令和 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議第 7 1 号 令和 2 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（小西久次） 日程第 3 議第 6 4 号、竜王町税条例の一部を改正する条例から、日程第 1 0 議第 7 1 号、令和 2 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第 6 4 号から議第 7 1 号までの 8 議案について、順に提案理由を申し上げます。

議第 6 4 号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除、法人税連結納税制度の廃止、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法等について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

また、議第 6 5 号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第 6 6 号、令和 2 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 3 号）までの歳入歳出予算額が 7 8 億 4, 2 0 7 万円でございます。今回、この総額に 5, 9 9 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 億 1 9 9 万 2, 0

00円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、歳出予算におきまして、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、4月28日以降に出生した子どもへの特別定額給付金、町内飲食店応援施策、農業者への支援等について、また、その他の補正としまして、本会議音声配信整備、小学校敷地調査、公民館の改修工事等についてそれぞれ増額をするものでございます。

歳入予算におきましては、障害者福祉制度改正に係る国庫支出金の増額、河川愛護事業に係る県支出金の増額、また、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源として、財政調整基金繰入金等を増額するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、給付金事業について次年度においても申請を受け付けること、また、各健診について次年度に事業が円滑に進められるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、公民館改修工事に伴う増額でございます。

次に、議第67号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が17億6,090万円でございます。今回、この総額のうち歳入について202万円の組替えをさせていただくものでございます。

歳入予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した国民健康保険税を減額し、減額した国民健康保険税について、国からは補助金、県からは交付金として補填されることから増額するものでございます。

債務負担行為につきましては、各健診について次年度に事業が円滑に進められるよう設定するものでございます。

次に、議第68号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、歯科におきまして、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5,090万円でございます。今回、この総額に63万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,153万6,000円とさせていただくものでございます。

歳出予算におきまして、新型コロナウイルス感染症に対する施策として診療所に必要な備品等を整備することから増額するとともに、歳入予算におきまして、その財源として前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第69号、令和2年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が10億1,500万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ491万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,991万1,000円とさせていただくものでございます。

歳出予算におきましては、令和元年度介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の償還額が確定したため、償還金を増額するものでございます。

歳入予算におきましては、償還金の財源として前年度繰越金を増額するとともに、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、財源を振り替えるものでございます。

次に、議第70号、令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が1億1,580万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,620万円とさせていただくものでございます。

歳出予算におきまして、過年度の所得更正等により還付金が不足することから増額するとともに、歳入予算におきまして、町が支出した過年度の還付金については、その全額分が滋賀県後期高齢者医療広域連合から支払われることから増額するものです。

次に、議第71号、令和2年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度竜王町水道事業会計の第4条で定めました資本的支出の既決予定額1億6,137万1,000円に、今回850万円を増額し、1億6,987万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、資本的支出につきまして、建設改良費として850万円を増額するものでございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補填財源につきましても改正させていただくものでございます。

以上、議第64号から議第71号までの8議案について、提案理由を申し上げたところでございますが、議第66号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） ただいま、町長から議第66号、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明があったところでございます。



が、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料21ページの令和2年度9月補正予算概要により説明させていただきます。

それでは、主な歳出から御説明いたします。

まず、議員報酬51万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費の増加に鑑み、町財政への負担の軽減に資するため、7月臨時議会において条例改正を行ったことから、予算に反映させるため減額するものでございます。

次に、本会議音声配信整備業務委託料等125万1,000円の増額につきましては、本会議の音声配信に伴い、機器等の整備が必要となることから増額するものでございます。

次に、新生児特別定額給付金事業といたしまして、国の特別定額給付金の対象とならない4月28日以降に出生した子どもを対象として、1人につき10万円を給付することから、給付金及び事務費706万3,000円を増額するものでございます。

次に、総合庁舎維持修繕事業33万8,000円の増額につきましては、経年劣化により不具合が生じた会議室のブラインド等を修繕するため、増額するものでございます。

次に、地籍調査事業用備品26万3,000円の増額につきましては、補助金の内示額に合わせて備品を整備するため増額するものでございます。

次に、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料125万7,000円の増額につきましては、国が令和3年度に予定している自立支援医療の報酬改定に伴い、審査支払等システムの改修が必要となることから増額するものでございます。

次に、社会福祉協議会交付金171万5,000円の増額につきましては、令和2年6月から社会福祉協議会の組織体制が変更となったため、人件費分として交付している交付金について増額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金8万2,000円の増額につきましては、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算により、国及び県から追加で交付がされることから、町負担分と合わせて特別会計へ繰り出すため、増額するものでございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金107万8,000円の増額につきましては、補助金の申請件数が予算計上分に既に達したことから、今後の申請

分を見込んで増額するものでございます。

次に、収入保険加入推進事業補助金250万円の増額につきましては、農業者が加入する収入保険や農業共済などの農業保険に対して、1経営体10万円を上限として補助するため増額するものでございます。

次に、魅力ある農業の創生推進報償費380万円の増額につきましては、5月定例会においてお認めをいただきました、農業者が販売所へ出荷した際の手数料支援について、見込みを大幅に上回る出荷があったため、支援の金額を増額するものでございます。

次に、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、県の制度が変更されたことに伴い、交付金ではなく補助金として支出する必要が生じたことから、予算を組み替えるものでございます。

次に、肉用牛肥育経営安定交付金緊急追加補てん補助金50万円の増額につきましては、5月定例会においてお認めをいただきました、肉用牛の標準販売価格が標準生産費を下回った場合の支援について、県が支援期間を令和3年1月まで延長されたことから、町においても支援期間を延長するため補助金を増額するものでございます。

次に、国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が中止されたことに伴い、ソフト事業に係る委託料から、施設整備等のハード事業に係る補助金に予算を組み替えるものでございます。

次のページを御覧ください。

続いて、飲食店応援事業補助金500万円の増額につきましては、地域経済活性化を図るために、町内飲食店において使用可能なクーポンを発行及び配布する町観光協会が実施する事業に対して補助をするため、増額するものでございます。

次に、河川愛護作業補助金332万2,000円の増額につきましては、自治会が実施する河川愛護活動事業について、県の補助制度が変更され、大型機械の使用面積が増加したことから、補助金を増額するものでございます。

次に、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金50万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町立学校が修学旅行をキャンセルした場合に保護者が負担するキャンセル料の一部を補助するため、増額するものでございます。

次に、竜王西小学校敷地他調査業務委託料510万4,000円の増額につき

ましては、小学校、幼稚園、保育園、町道等、現況の地図及び登記について一部不整合があり、今後の土地の有効活用のため、土地の境界確定、地図訂正等を委託することから増額するものでございます。

次に、公民館管理運営費といたしまして、ホールのエアコン室外機を修繕することから93万5,000円増額するものです。

また、公民館改修工事2,429万4,000円の増額につきましては、公民館が指定避難所として地域防災計画に位置づけられたことを受け、令和2年度までに実施した事業が対象となる緊急防災減災事業債を活用し、定期点検において指摘を受けたホールの天井を改修するため増額するとともに、改修工事の監理業務を委託するため121万円を増額するものでございます。

続いて、歳入補正予算でございますが、21ページにお戻りいただきまして、主な歳入から御説明いたします。

まず、国庫支出金について、障害者総合支援事業費補助金62万8,000円の増額は、障害者自立支援給付支払等システムの改修に係る経費について国から補助金が交付されるため、増額するものでございます。

次に、循環型社会形成推進交付金35万9,000円の増額は、合併処理浄化槽設置整備事業費の3分の1について国から交付金が交付されることから、増額するものでございます。

次に、県支出金について、地籍調査費補助金19万7,000円の増額は、補助金の内示があったことから増額するものでございます。

次に、汚水処理施設整備接続等交付金35万9,000円の増額は、合併処理浄化槽設置整備事業費の3分の1について、国と同様に県からも交付金が交付されることから増額するものでございます。

また、河川愛護活動事業委託金332万2,000円の増額は、県の補助制度が変更され、大型機械の使用面積が増加したことから、補助金を増額するものでございます。

次に、地方債について、緊急防災減災事業債2,550万円の増額は、公民館改修工事について当該起債を財源とするため増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金につきまして、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする予定ではございますが、現時点において最終の交付額等について未確定ですので、財政調整基金繰入金1,936万9,000円を財源とし、

今後、各事業費が確定した段階で財源を組み替えたいと考えております。

次に、今回の新型コロナウイルス感染症に対する施策以外の補正に係る一般財源所要額1,011万8,000円について、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

次に、22ページの債務負担行為補正（追加）について御説明いたします。

まず、新生児特別定額給付金事業につきまして、給付対象は令和3年4月1日までに生まれた子どもであり、次年度においても申請を受け付けることから追加するものでございます。

また、がん検診などの住民健診業務につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。

最後に、地方債補正（変更）についてですが、先ほど歳入において説明しましたとおり、増額変更するものでございます。

以上、令和2年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第11 議第72号 令和元年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第12 議第73号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について**
- 日程第13 議第74号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について**
- 日程第14 議第75号 令和元年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第15 議第76号 令和元年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第16 議第77号 令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第17 議第78号 令和元年度竜王町水道事業会計決算認定について**
- 日程第18 議第79号 令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定について**
- 議長（小西久次）** 次に、日程第11 議第72号、令和元年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18 議第79号、令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定についてまでの8議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま、一括上程いただきました議第72号から議第79号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第72号、令和元年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第73号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第74号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第75号、令和元年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号、令和元年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第77号、令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての6議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町監査委員による決算審査を終えていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第78号、令和元年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第79号、令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町監査委員による決算審査を終えていただきましたので、同条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第72号から議第79号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 小森会計管理者。

**○会計管理者（小森久美子）** ただいま、町長から提案理由の説明がありました議第72号から議第77号までの6議案につきましては、令和元年度の一般会計、並びに各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして説明いたします。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にして御説明申し上げたいと思います。

まず、議第72号、令和元年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページを御覧ください。

一般会計の決算額は、歳入総額が64億395万663円、歳出総額が61億8,009万4,033円となり、歳入歳出差引額は2億2,385万6,630円となりました。このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源2,978万2,000円を差し引きますと、実質収支は1億9,407万4,630円の黒字となります。ここから、平成30年度の実質収支であります1億6,732万6,948円を差し引きますと、単年度収支は、2,674万7,682円の黒字となります。さらに、単年度収支に財政調整基金への積立金2億4,566万6,361円と起債の繰上償還金1億4,861万円を加えた実質単年度収支は、4億2,102万4,043円の黒字となりました。

次に、決算報告書の138ページから御覧いただきたいと思えます。

令和元年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別、並びに性質別決算状況等について、143ページまでにわたり記載しています。

まず、歳入について、138ページの財源構成状況でございますが、自主財源が74.2%、依存財源が25.8%となっており、平成30年度は、自主財源が73.4%、依存財源が26.6%でありました。前年度と比較しますと、自主財源が5.2%増加しました。

歳入総額では、前年度に比べて2億4,730万1,000円の増加で、率にして4%の増となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色あるものについて見てみますと、自主財源のうち、まず、寄附金についてでございますが、総額1億8,504万円となり、前年度と比較いたしますと、率にして48.2%増加しています。この要因といたしましては、未来につなぐふるさと交産寄附金が1億8,474万円であり、前年度から約6,000万円増加したことによるものです。

次に、繰入金についてですが、総額2億7,207万2,000円となり、前年度と比較いたしますと、率にして119.4%増加しています。この要因といたしましては、町債の繰上償還実施に伴う減債基金1億4,861万円の繰入れを行ったこと、また、未来につなぐふるさと交産基金1億2,346万2,000円の繰入れを行ったことによるものです。

前年度と比較すると、1億4,807万1,000円増加する結果となりました。

次に、依存財源では、国庫支出金については総額5億4,655万円、前年度

と比べ4,893万1,000円の増額となり、県支出金については、総額4億9,543万9,000円、前年度と比べ165万6,000円の増額となりました。

主な国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金が1億6,558万7,001円、施設型給付・地域型保育給付負担金が8,315万6,840円等であり、主な国庫補助金は、プレミアム商品券事務費補助金が592万2,000円等があります。また、主な県補助金は、農地防災事業補助金が3,903万7,000円、基幹水利施設管理事業補助金が3,067万1,000円です。

町債については、総額1億6,080万円となり、前年度と比較すると3,260万円減少しました。

以上のように、活用できる財源を最大限に確保し、住民皆様へのサービス向上と健全な財政運営を両輪に、事業遂行に努めました。

次に、歳出について140ページから説明をさせていただきます。

歳出総額では、前年度に比べて2億2,277万5,000円の増加、率にして3.7%の増となりました。

歳出の構成比を目的別に見てみますと、主なものとして、民生費が25.9%、総務費が14.8%、教育費が11.5%、土木費が10.2%となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて、説明いたします。

まず、総務費ですが、1億908万9,000円、率にして13.6%増加しておりますが、役場庁舎耐震補強工事、電算管理用備品の購入、プレミアム商品券発行事業等による増でございます。

土木費は1億2,653万7,000円、率にして16.7%減少しておりますが、土地開発基金積立金の減、竜王インター周辺地区整備の完了等による減でございます。

教育費は5,659万円、率にして8.6%増加しておりますが、公民館別館の解体工事、小中学校特殊建築物定期点検に係る修繕工事等による増でございます。

公債費は1億3,613万9,000円、率にして30.6%増加しておりますが、これについては繰上償還の実施による増でございます。

諸支出金は5,667万9,000円、率にして13.6%増加しておりますが、財政調整基金積立金、未来につなぐふるさと交電基金積立金等による増でござ

ざいます。

次に、142ページの性質別の構成比で見ますと、義務的経費では、人件費が21.0%、扶助費が14.1%、公債費が9.4%となっております。

また、投資的経費では、普通建設事業費が4.5%、その他の経費については、主なものといたしまして、物件費が17.2%、補助費等が19.3%、積立金が7.6%となっております。

この中で、性質別決算状況の対前年度比較で増減額の大きいものについて説明いたします。

義務的経費のうち公債費について、1億3,613万9,000円、率にして30.6%増加しておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、繰上償還の実施によるものです。

投資的経費のうち、普通建設事業について1億7,990万9,000円、率にして39.5%減少しておりますが、竜王インター周辺地区整備事業の完了、町道殿山線物件移転補償の完了、町道道路改良・舗装工事の減等によるものです。

その他の経費のうち、物件費について1億7,263万7,000円、率にして19.3%増加しておりますが、橋梁点検業務委託、農業水利施設の機能保全計画策定業務委託、公民館別館解体工事等によるものです。

また、繰出金について1億5,112万1,000円、率にして27.7%減少しておりますが、土地開発基金への積立て、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減等によるものです。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから8ページまでに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

歳出につきましては、決算報告書の9ページから137ページまでに各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いします。

説明については省略させていただきます。

また、決算書の145ページから148ページまでには、公有財産の土地及び建物の令和元年度中の増減、並びに年度末現在高を、149ページには、山林、物権、出資による権利の状況を、150ページ、151ページには、50万円以上の重要物品を、152ページから154ページまでには、基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。



なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、令和元年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第73号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の144ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度竜王町国民健康保険における被保険者数は、前年度に比べ3.5%の減少となりました。また、退職被保険者数については9.5%の減少となりました。被保険者数等の異動状況といたしましては、大きな制度改正もなかったことから、おおむね平年並みの異動件数となりました。竜王町の居住者全体から見た国民健康保険への加入割合では、世帯数は31.5%、被保険者数は19.9%となっています。

国民健康保険制度改革により、平成30年度から滋賀県が県内市町国保の財政運営主体となったことで、国民健康保険税で集めるべき額が医療費の増減に影響されなくなりましたが、引き続き医療費の動向を見定め、保健事業の充実も含め適正運営に努めなければなりません。

決算収支の状況は、歳入総額が12億7,704万3,321円、歳出総額が12億6,139万2,277円で、歳入歳出差引額は1,565万1,044円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから平成30年度の実質収支2,770万6,404円を差し引きますと、単年度収支は、1,205万5,360円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書159ページ、款5の国民健康保険税が2億5,717万3,128円、161ページ、款25の県支出金が8億8,710万153円、161ページ、款40の繰入金9,214万8,780円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、166ページ款10の保険給付費が8億6,924万9,519円、168ページ、款17の国民健康保険事業費納付金が3億3,352万4,936円、169ページ、款25の保健事業費が1,319万7,793円で、これは特定健診受診率向上啓発と健康指導や疾病の早期発見など健康づくりに取り組んだものです。

さらに、170ページ、款30の基金積立金が2,584万261円でございます。なお、国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数等につきましては、決算報告書の144ページに記載いたしておりますので、御披見いただきたいと思います。また、決算書の173ページに、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照ください。

以上、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第74号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は152ページからでございます。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が1,011万4,630円、歳出総額が933万7,804円で、歳入歳出差引額は77万6,826円となりました。このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源7万6,000円を差し引きますと、実質収支は70万826円の黒字となります。ここから、平成30年度の実質収支77万6,826円を差し引きますと、単年度収支は、7万6,000円の赤字となります。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の179ページ、款20財産収入が35万3,636円であります。

次に、款25繰入金として、財政調整基金898万4,168円を繰入れしております。さらに款30繰越金が77万6,826円でありました。

歳出の主なものとしては、181ページの款5総務費が928万9,241円でありまして、医療施設設置者としての維持管理費及び医科診療所指定管理料でございます。

また、182ページ、款15基金積立金として財政調整基金積立金が4万8,563円でございます。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書の153ページ、歯科診療所における決算収支につきまして御説明申し上げます。

歳入総額が5,613万9,017円、歳出総額が5,074万8,612円で、歳入歳出差引額は539万405円となりまして、実質収支も同額となっております。ここから、平成30年度の実質収支518万921円を差し引きますと、単年度収支は、20万9,484円の黒字となります。

歳入の主なものは、決算書の183ページ、款5診療収入が4,585万8,746円、184ページの款25繰入金が276万2,000円でございます。

歳出の主なものは、186ページの款5総務費が3,483万265円で、人件費及び施設の維持管理費などでございます。

188ページの款10医業費は、902万7,801円となっております。受診状況は、決算報告書の155ページにございまして、年間受診件数は3,826件、年間外来者数は6,579人で、受診件数、外来者数ともに、平成30年度と比較しますと増加しております。さらに年間診療収入についても4,512万8,401円で、平成30年度から増加しております。

また、決算書の191ページから193ページまでに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第75号、令和元年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、158ページからでございます。

御承知のとおり、学校給食は、成長期における園児・児童・生徒の健康増進を図るため、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な食育の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでおります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,478万2,094円、歳出総額が5,341万9,746円で、歳入歳出差引額は136万2,348円となりまして、実質収支も同額となっております。

歳入でございますが、決算書197ページを御覧ください。

主となる収入は給食費負担金でございまして、決算額は5,344万8,194円でございます。

歳出につきましては、199ページを御覧いただき、給食材料費の決算額が5,307万330円でございます。その他は、パンの包装・加工の委託料等であります。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第76号、令和元年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は161ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は3,252人で、うち後期高齢者数は1,477人です。また、要介護・要支援認定者数は560人です。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億5,754万8,394円、歳出総額が9億2,571万1,529円で、歳入歳出差引額は3,183万6,865円となりまして、実質収支も同額となっております。ここから、平成30年度の実質収支3,382万3,266円を差し引いた単年度収支は、198万6,401円の赤字となりました。

歳入の主なものといたしましては、決算書の205ページ、款5保険料が2億4,102万4,204円、款15国庫支出金が1億8,594万5,295円、206ページ、款20支払基金交付金が2億3,694万3,000円、207ページ、款25県支出金が1億3,131万5,247円、款35繰入金が1億2,814万66円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書の212ページ、款10保険給付費が8億6,167万589円でございます。

また、216ページ、款11地域支援事業費が3,585万8,798円でございます。これは地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した費用でございます。

220ページ、款30諸支出金は1,904万1,426円で、そのうち償還金1,886万131円は、主に介護給付費に係る精算で、国、県及び支払基金にそれぞれ返還いたしました。

詳細につきましては、決算報告書の161ページから一般状況を、また、163ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の223ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第77号、令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は188ページからでございます。

後期高齢者医療制度は、開始から10年以上経過したことにより、円滑な制度運営を行うことができました。保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高

齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、収納率は100%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億964万2,890円、歳出総額が1億932万2,061円で、歳入歳出差引額は32万829円となりまして、実質収支も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の227ページ、款5後期高齢者保険料が8,312万8,299円、款20繰入金が2,331万1,074円で、うち2,222万3,729円は保険基盤安定に係る繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、230ページを御覧ください。

款5総務費が109万7,045円で、資格管理及び保険料徴収の事務費でございます。

また、款10後期高齢者医療広域連合納付金が1億542万8,437円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第72号から議第77号までの6議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時 5分

再開 午後2時20分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

森岡上下水道課長。

**○上下水道課長（森岡道友）** ただいま、町長から提案理由を申し上げました議第78号、令和元年度竜王町水道事業会計決算認定についての内容につきまして御説明を申し上げます。

当年度の給水人口は1万1,467人で、前年度と比較して78人の減少となっております。また、年間総配水量は160万9,146立方メートルであり、前年度より2万9,532立方メートルの減少となりました。年間有収水量につきましては148万2,296立方メートルであり、前年度より6,916立方メ

一トルの減少でありました。

それでは、決算書に基づきまして、詳細の御説明をいたします。

まず、1ページの令和元年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が3億6,700万6,866円で、このうち仮受消費税は2,352万4,893円でございます。

支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が3億3,619万6,458円で、このうち仮払消費税は1,764万2,962円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債から他会計負担金までを合わせまして、決算額が4,854万1,200円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が1億2,722万2,200円で、このうち仮払消費税は876万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,868万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、並びに当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、2,458万60円の損失となりましたが、営業外収支が4,833万7,543円の利益となりましたので、経常利益として2,375万7,483円でございます。さらに、特別利益が97万6,860円、当年度純利益は2,473万4,343円、これに前年度繰越利益剰余金50万90円を加え、当年度未処分利益剰余金は2,523万4,433円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金2,523万4,433円のうち、減債積立金に130万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は2,393万4,433円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産といたしまして22億800万8,1

37円、流動資産といたしまして3億9,394万9,002円でございます。したがって、資産合計は26億195万7,139円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債といたしまして9億907万672円、流動負債といたしまして9,018万8,264円、繰延収益といたしまして8億2,198万5,428円でございます。したがって、負債合計は、18億2,124万4,364円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金といたしまして4億4,327万9,437円、剰余金といたしまして3億3,743万3,338円でございます。したがって、資本合計は7億8,071万2,775円、負債資本合計は26億195万7,139円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び付属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和元年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議第79号令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定についての内容につきまして御説明を申し上げます。

当年度の処理区域内水洗化人口は1万48人で、前年度と比較して112人の減少となっております。また、年間有収水量は125万2,801立方メートルであり、前年度より1万1,776立方メートルの減少となりました。

それでは、決算書に基づきまして、詳細の御説明をいたします。

まず、1ページの令和元年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が5億1,922万723円で、このうち仮受消費税は1,440万9,860円でございます。

支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が4億9,959万2,565円で、このうち仮払消費税は816万6,947円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から分担金までを合わせまして、決算額が3億4,121万4,980円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が4億9,910万6,675円で、このうち仮払消費税は1,282万1,063円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,789万1,695円は、当年度分消費税資本的収支調整額、並びに当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は2億4,628万3,407円の損失となりましたが、営業外収支が2億6,214万6,247円の利益となりましたので、経常利益は1,586万2,840円でございます。さらに、特別利益が212万2,469円、当年度純利益は1,798万5,309円となり、これに前年度繰越利益剰余金54万7,972円を加え、当年度未処分利益剰余金は1,853万3,281円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金1,853万3,281円のうち、減債積立金に93万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は1,760万3,281円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産といたしまして88億7,115万5,202円、流動資産といたしまして2億1,516万5,945円でございます。したがって、資産合計は90億8,632万1,147円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債といたしまして34億4,354万1,975円、流動負債といたしまして4億4,338万6,664円、繰延収益といたしまして49億792万4,521円でございます。したがって、負債合計は87億9,485万3,160円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金といたしましては、2億998万8,816円、剰余金といたしまして8,147万9,171円でございます。したがって、資本合計は2億9,146万7,987円、負債資本合計は90億8,632万1,147円となるものでございます。



なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び付属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和元年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（小西久次）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○竜王町代表監査委員（吉田定男）** 令和元年度竜王町歳入歳出決算、並びに竜王町土地開発基金等運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。令和元年度の竜王町歳入歳出決算、並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について審査を実施しました。

審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認、並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。

その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、決算内容については、相対的に大きな不用額がある項目も見られましたが、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。また、審査を通じて、各部署の業務遂行への取組や各会計における経費節減に向けた努力を理解することができました。

一般会計は、歳入総額64億395万1,000円、歳出総額61億8,009万4,000円でした。歳入歳出差引額は、2億2,385万7,000円、実質単年度収支額は4億2,102万4,000円の黒字決算となりました。

法人町民税の推移を見ますと、平成29年度は前年度比9億6,848万2,000円増、平成30年度は前年度比2,622万8,000円増、さらに当年度は、前年度比7,799万4,000円増加の13億2,396万5,000円となりました。町税収入に占める構成比も、33.9ポイントと高い数値となっております。

特別会計は、5会計合計で歳入総額24億6,527万円、歳出総額24億993万2,000円となり、歳入歳出差引額の総額は、5,533万8,000円の黒字となりました。

なお、町税や国民健康保険税等において、滞納が依然として多い状況にあります。初動及び滞納対応等を着実に実施され、収納率の向上を図られるよう期待し

ます。

財務面から見ますと、一般会計の当年度の財政力指数が1.196となり、平成30年度に続いて普通交付税の不交付団体となりました。

一方、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は82.8%となり、前年度比で3.2ポイント良化しました。平成26年度以降の推移を見ると、経常経費に充当する一般財源の額が増加基調にあると言えます。町税等の経常一般財源の拡充、安定化とともに、歳出経費の抑制、見直し等が必要と考えます。

また、町債残高については、一般会計で1億4,861万円の繰上償還を実施されましたが、水道事業会計、下水道事業会計を含む3会計の合計残高は、89億3,689万1,000円と、依然として多額な状況であります。引き続き、町債残高の推移には十分留意する必要があります。

事務面から見ますと、以前として不適切な事例があります。

例えば、契約締結の伺書において、起案日、決裁日、施行日の整合性がとれていない案件や文書整理番号の記入がない案件がありました。

一方、伺書の文書発送日記入や不要箇所の斜線記入等については励行されつつあると言えます。課内会議や復命書等による情報共有、引継書の作成等においても、正しい事務処理に向けた兆しがあり、励行されることを期待します。

ところで、平成30年度に表面化しました、農村下水道使用料徴収問題については、早期に解決を図られ、町行政の信頼回復に努められたい。改めて条例・規則に沿った事務処理の励行、併せて正しい事務処理が当然という職場文化の再確認を強く希求します。

最後に、行財政改革、並びに業務の効率化を図られ、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見とします。

次に、令和元年度竜王町水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告をさせていただきます。

第3、審査の意見。令和元年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は2億7,830万3,194円、営業費用は3億288万3,254円となり、営業利益はマイナス2,458万60円となりました。また、営業外収益は6,420万1,919円。営業外費用は1,586万4,376円、経常利益は2,375万7,483円となり、特別利益を加除した当年度純利益は2,473万4,343円となり、前年度比771万3,985円の大幅な増加となりました。

この要因は、前年度比較で営業外収益546万862円減少に対し、営業費用が大きく1,214万1,150円減少したためであります。営業外収益の主な減少要因は、長期前受金戻入で267万5,947円減、町補助金で209万3,000円減でした。営業費用の主な減少要因は、平成30年度の上下水道事業経営戦略策定業務費用で、407万2,148円の皆減、上水道管理システム更新及び保守業務費用で170万円減などであります。

また、前年度比較で、年間配水量が2万9,532立方メートル減、年間有収水量が6,916立方メートル減ではありましたが、有収率が1.2%良化し、92.1%に向上したこと等にあると言えます。職員1人当たりの有収水量、営業収益、並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。

未収金の減少等に努められるとともに、本状況の維持、発展を期待します。

当年度の主な工事は、西横関地先配水管布設替その1工事4,125万円、鏡地先舗装本復旧工事2,255万円等でありました。

ところで、国の新水道ビジョンに呼応して策定された竜王町水道事業ビジョンは、実態に基づいた現実的な事業経営を見通し、水道事業の諸問題を解決するための指針であります。また、別途策定された上水道事業整備計画に基づく着実な推進とアセットマネジメントによる適切な資産管理・運用をもって、安定したライフラインの維持を期待します。

なお、本ビジョンの推進に際しては、水道事業の現状、課題、10年後の姿などをできる限り見える化するなど、町民に分かりやすく説明、周知するとともに、町民の御理解、御支援の下に諸事業を推進されるよう、研鑽を期待します。

最後に、水道事業の安定確保及び公共性、経済性等を勘案の上、継続して健全経営に努められることを期待し、審査の意見とします。

次に、令和元年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおり

でございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。令和元年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は1億6,767万3,113円、営業費用は4億1,395万6,520円、営業利益はマイナス2億4,628万3,407円となりました。また、営業外収益は3億3,541万1,263円、営業外費用は7,326万5,016円で、経常利益は1,586万2,840円となり、特別損益を加除した当年度純利益は1,798万5,309円となりました。

なお、別表3、比較損益計算書から鑑みると、当年度中における他会計からの補助金は1億7,895万4,000円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外収益が営業損益を補い、経常利益を計上していると言えます。

当年度の工事としては、建設工事では、公共下水道汚水幹線工区その1工事3,460万8,200円、同その2工事2,695万円、同その3工事1,892万円、マンホール蓋更新工事13か所、626万3,400円、保存工事では、マンホールポンプ修繕業務ほか266万5,326円でありました。

下水道事業会計は、平成30年度から、地方公営企業法の財務規定等適用による発生主義・複式簿記の企業会計方式に移行しております。従前の現金主義・単式簿記の会計方式に比べ、事業状況や経営内容を各段に把握しやすくなりました。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、排水管距離等を例示しましたが、各種指標を用いて当町の現状を数値的に把握するとともに、効率的な業務活動に努められることを期待します。

また、全戸水洗化への活動や不明水対策については、費用対効果等を勘案する中で、着実に推進されることを期待します。

ところで、平成30年度に農村下水道使用料徴収問題が表面化しましたが、当該事業の長期的展望の再確認、農村下水道料金算定基準の再確認、再発防止策の徹底等々を踏まえ、的確な対応による通常状態への回復を早期に図られたい。慣習ではなく、条例・規則に沿った処理に努め、町行政の信頼回復に努められたい。

最後に、琵琶湖をはじめとする水質保全と住民の衛生的で快適な居住環境の維持を目的に、計画的な経営基盤強化と的確なマネジメントをもって、持続可能な

下水道事業の経営に努められることを期待し、審査の意見とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 19 議第 80号 工事請負契約の締結について**

**日程第 20 議第 81号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 21 報第 5号 令和元年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第 22 報第 6号 令和元年度竜王町資金不足比率について**

○議長（小西久次） 次に、日程第 19 議第 80号、工事請負契約の締結について及び日程第 20、議第 81号、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についての 2 議案、日程第 21 報第 5号、令和元年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第 22 報第 6号、令和元年度竜王町資金不足比率についての 2 報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま、一括上程いただきました議第 80号及び議第 81号の 2 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 80号、工事請負契約の締結についてにつきましては、総合運動公園施設冷温水発生機更新工事の請負契約の締結でございまして、去る 8 月 19 日に指名競争入札を執行しましたところ、滋賀県守山市下之郷二丁目 5 番 8 号、大崎設備工業株式会社代表取締役、大崎裕士が金額 8,006 万 9,000 円で落札しましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び竜王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議決をお願いするものでございます。

工事の内容につきましては、総合運動公園施設スポーツセンターの冷温水発生機の老朽化に伴い、既設の冷温水発生機を撤去し、冷暖房用 6 台、給湯用 3 台の冷温水発生機を設置するための更新工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、令和 3 年 1 月 15 日まででございます。

次に、議第 81号、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、滋賀県市町村交通災害共済組合が令和 2 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、同組合の令和元年度歳入歳出決算について、地方自治法第 292 条において、準用する同法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づき、去る 7 月 28 日に町監査委員による決算審査を終えていただきましたので、その

意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、報第5号及び報第6号について報告いたします。

報第5号、令和元年度竜王町健全化判断比率について及び報第6号、令和元年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げますのでございます。

まず、令和元年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額は発生しませんでした。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対しまして、9.7%でありました。将来負担比率につきましては、地方債残高等の将来負担額に対して基金等の充当可能財源が上回ったことにより算定されませんでした。

次に、令和元年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額はありませんでした。

以上、議第80号及び議第81号の2議案、並びに報第5号及び報第6号の2報告全てにつきまして提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 続きまして、審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○竜王町代表監査委員（吉田定男）** 滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算等審査の意見書の報告を申し上げます。

1、審査の理由。滋賀県市町村交通災害共済組合は、昭和43年に設立され、僅かな共済掛金で不慮の交通事故で災害を受けられた県民に対する災害見舞金支給を県民相互で支え合う制度として、また、住民福祉の増進に寄与することを目的に、交通災害共済に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であるが、多種多様な民間保険制度等の充実している今日においては、県民にとって事業の必要性が低下していることや近年、基金からの取り崩しでの組合運営を余儀なくされる状況から、事業継続は難しく、その使命も果たせたものとして、令和2年3月31日に解散された。

解散後の処理については、地方自治法施行令第5条が準用され、旧組合の管理者である野洲市長が決算を行い、各構成団体では、この決算を監査委員の審査を

経て議会の認定に付することと定められている。本件は、このような理由により決算審査を行ったものである。

2、審査の対象。令和元年度滋賀縣市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書、令和元年度組合決算概要、令和元年度予算差引簿写し、残高証明書写し。

3、審査の日。令和2年7月28日。

4、審査の結果。審査に付された決算書、組合決算概要、予算差引簿写し、残高証明書写しは、地方自治法その他の諸規定に従い作成されていること、決算の計数についても関係書類帳簿、証拠書類と符合して正確であることを認めた。

5、決算の概要。

歳入。1、財産収入7万8,038円。2、繰入金4億5,687万4,613円。3、繰越金624万3,140円。4、諸収入129円。歳入合計4億6,319万5,920円。

歳出。1、議会費7万2,387円。2、総務費3,379万5,293円。3、業務費309万8,822円。4、積立金0円。5、諸支出金4億1,787万4,613円。6、予備費0円。歳出合計4億5,484万1,115円でございます。

次に、令和元年度竜王町健全化判断比率審査の意見を申し上げます。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をあてて実施しました。

2、審査の期日。令和2年8月11日。

3、審査の結果。

(1)、総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)、個別意見。①実質赤字比率について。令和元年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については算定されず、良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について。令和元年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については算定されず、良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について。令和元年度の実質公債費比率は9.7%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状況にあると

認められます。

④将来負担比率について。令和元年度の将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等の額以下であるため、当該比率については算定されず、良好な状況にあると認められます。

(3)、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。以上です。

次に、令和元年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書でございます。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をあてて実施しました。

2、審査の期日。令和2年8月11日。

3、審査の結果。

(1)、総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)、個別意見。水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

(3)、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。以上でございます。

**○議長（小西久次）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第21 報第5号、令和元年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第22 報第6号、令和元年度竜王町資金不足比率についての2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第21 報第5号、並びに日程第22 報第6号の2報告について報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 議員派遣について**

**○議長（小西久次）** 日程第23 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。



なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 1 5 分